

# 学校再開に向けて 新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル

(令和2年5月25日版)



**茂原市立西小学校**

## 基本的な感染防止対策の徹底

### 1 健康観察の徹底

#### (1) 登校前の検温・体調確認について

〈児童〉

- 各家庭において毎朝、登校前に児童の体温の検温を行い、「健康観察カード」へ記入し、児童は、登校後に担任へ提出する。
- 発熱や風邪の症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する。

【6月中は出席停止扱いとする】

〈教職員〉

- 毎日、出勤前に必ず検温と風邪の症状の確認を行い、発熱や風邪の症状のある場合は、出勤を控え、管理職へ報告する。
- 出勤後、健康観察カードを教頭へ提出する。
- 常時マスクの着用を徹底する。
- 手洗い・消毒の徹底を図る。（授業指導の前後、トイレ後、飲食の前後等）

#### (2) 登校時の児童の検温確認について

〈児童昇降口〉

（教務、専科・通級担当）

- 登校時に昇降口で家庭での検温の確認とマスク着用の確認
- 手、指のアルコール消毒の実施
- 昇降口が密にならないようにソーシャルディスタンスの位置を示す
- 検温の未実施の児童は、職員玄関で検温を行う。（養護教諭）

〈教室〉

（各担任）

- 教室内の机、椅子、ドアノブ等の消毒を細かく行う。
- 廊下の窓を開けて、教室で児童を出迎える。
- 児童の登校後、すぐに「健康観察カード」を確認し押印する。
- 担任は、朝の支度中の児童同士が、接触しないように目を配る。
- 朝の健康観察と清潔なハンカチ・ティッシュの携帯の確認を行う。

※ 児童間、学年間の移動を避けるため、各学級の健康観察表の回収を養護教諭と教頭が行う。

### 2 登校後に発熱（37度以上）及びかぜの症状（咳）がある児童への対応

#### ◎ 早退とする。

- 体調が悪い場合は、早めに担任に申し出ることを事前指導する。
- 体調が悪い児童は、すぐに保健室に向かわせる。
- 担任より保護者への連絡を行う。
- 保健室の機能確保のために、相談室で保護者の迎えを待つ。
- 相談室は、窓を開けて換気をし、マスク着用で待機させる。

○ 早退する児童の荷物は、職員が相談室まで届ける。

※ 保護者に体調の悪い児童を留め置きできないことを周知し、保護者とすぐに連絡が付くように、保護者の方の予定がある日は、児童に保護者のスケジュールを伝えていただくか、連絡帳にも明記して、担任に知らせてもらう。

### 3 欠席の連絡について

○ 他の児童との接触を避ける観点から、欠席の連絡は連絡帳を届けるのではなく、すべて学校へ電話連絡で行うことを保護者に周知する。

○ 朝7時40分から8時までに電話連絡をしてもらう。

\* 電話を受けたものは、欠席の理由について以下の内容を確認する。

- 発熱の有無
- 咳や倦怠感の有無
- いつごろから自覚症状が見られたか。
- 同居家族の健康状態の確認
- 医療機関への受診の有無

(場合によっては、長生保健センターへの連絡の有無)

○ 欠席に関わるその他の対応

① 保護者から感染が不安で欠席させたいと相談があった場合

- 出席停止とし、欠席とはしない。(6月中)
- 保護者の事情を聴取し、学校での感染対策を伝え、理解を得る努力をする。

② 医療的ケアの必要な児童については、主治医の見解を保護者に確認してもらってからの登校とする。

### 4 感染予防のための毎日の持ち物について

○ ハンカチ・ティッシュ・マスク・マスクをしまう袋

○ マスクを汚したり、落としたりしてしまった場合のための、予備のマスク1枚を毎日ランドセルの内ポケットに入れておく。

○ 毎日清潔なハンカチを携帯しているかの確認をする。(健康観察時)

### 5 その他

○ 熱中症予防対策の視点から、水筒、汗ふきタオルを毎日持参する。

○ 保護者を含む外部からの来校者へのマスク着用、手洗い、消毒等感染予防対策の依頼と協力を得る。

## 児童への感染防止対策の指導

「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して、感染症対策に関する指導を行う。

### 1 分散登校日の指導（6月1日・2日）

◎ 規則正しい生活習慣を心がけ、学校生活のリズムを取り戻す1週間であることを確認する。

#### (1) 校内放送にて、再開に向けた全校統一確認事項の指導

- 朝の検温と体調確認について
- 予防対策のための持ち物について  
(ハンカチ、ティッシュ、マスク、マスクをしまう袋等)
- ソーシャルディスタンスについて

#### (2) 学級担任による、発達段階に応じた学級指導

- 手洗いの仕方を実践指導する。
- 正しいマスクの付け方や、咳エチケットについて指導する。
- 心配なことは、一人で抱え込まずに周囲に相談することを伝える。(心のケア)

#### (3) 避難訓練の実施

- 避難経路上で密になることを避けるため、登校児童が少ないうちに避難経路の確認を主目的として実施する。

### 2 6月3日以降、当面の間の感染防止対策

#### (1) 手洗いの徹底について

- 担任より手洗いの確認の声かけを常時行う。(6つのタイミング)
  - ◇ 屋外から教室に入るとき
  - ◇ 咳やくしゃみをした時、鼻をかんだりした時
  - ◇ 給食の前後
  - ◇ 掃除の後
  - ◇ トイレを利用した後
  - ◇ 共有の物を触った時
- 各手洗い場に、正しい手洗の仕方の掲示物を提示する。
- 手洗い歌「きらきら星」に合わせて、正しい手洗いを行う。  
(心の中で歌いながら)



## (2) 手洗いの場所の密を避ける対策

- 手洗い場の蛇口は、一つおきに使用する。
- 手洗いを待つ位置（足跡マーク）を提示する。
- 手洗い場には、待つ人数も含め10人以下となるように順番を指示する。
- 学年ごとに手洗いをを行う場所を指定する。
  - 1階東側手洗い場…………… なのはな、わかば、3年
  - 2階中央トイレ手洗い場 …… 1年
  - 2階東側手洗い場…………… 2年
  - 2階西側手洗い場…………… 4年
  - 3階東側手洗い場…………… 5の1
  - 3階中央トイレ手洗い場 …… 5の2
  - 3階西側手洗い場…………… 6年
- 手洗いの時間を十分に確保できる日課時程を組む。

## (3) マスクの着用の仕方についての指導及び対応

- 全児童・教職員は、マスクの着用をする。
- マスクの正しい装着の仕方の指導を行う。
- 教室での授業時には、必ず、マスク着用とする。
- 屋外体育の授業では、児童の間に十分な距離を取って学習活動を行うことができる際は、マスク着用は不要。（外したマスクの管理を確認する）
- 忘れた場合や汚した場合は、予備のマスクを使うようにする。
- 予備マスクも使ってしまった場合は、養護教諭に伝え学校の予備を渡す。  
（学校の予備マスクは、数に限りがある）
- のどが乾かなくても定期的に水分補給を促す。（熱中症予防対策）

## (4) 密を避けるための指導

- 校内の様々な場所において、密を避けるために人との距離を空ける視覚的措置足跡マークの意味を伝える。
- 学級でも必要に応じ、足型の掲示物やビニルテープ等の印を提示する。
- 外遊びを伴う休みの時間を、低学年と高学年等に分けて実施する。
- 友達と密にならないための遊び方について、具体例を示して指導する。
- 手を伸ばしてふれない距離感を体感で覚えさせ、近づかないことを繰り返し指導する。
- 人が集まっている場所では、大声を出さないことを確認する。

# 感染防止対策の校内環境整備

## 1 学校施設・教具の消毒について

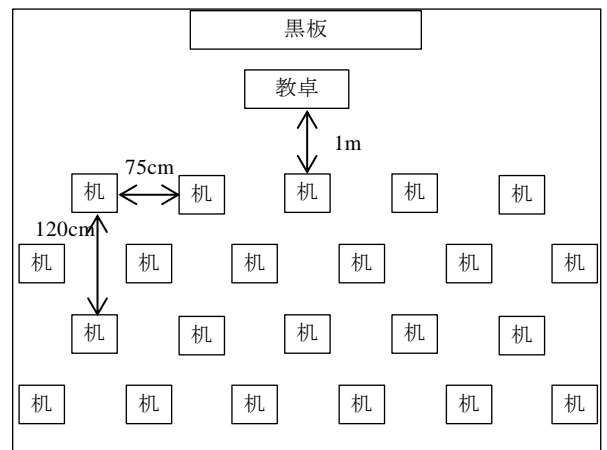
- 毎日放課後、担任は、毎日各教室内の消毒を行う。  
電気のスイッチ ドアノブ 窓のノブ 児童の机や椅子  
清掃用具（箒やちりとり） ロッカー 教卓 等
- 養護教諭は、トイレと手洗い場の消毒を行う。  
流水レバー 便器のふた 水道の蛇口 等
- 特別教室は、各教科主任が消毒を行う。  
共用で使う教具（楽器、ミシン、工具 等）
- 外国語ルームは、担当が学年の入れ替えに合わせて、定期的に消毒を行う。
- 消毒液は、児童の手が届かないところや目につかないところに保管する。  
ボトルには、「消毒液」と明記し、児童が誤って使ったり、誤飲したりしないようにする。

## 2 換気について

- 常時2方向の窓やドアを開けて、換気した状態で授業を実施する。
- エアコン使用時であっても換気は行う。
- 教室の廊下側の上部の窓は、開ける。
- 休み時間には、一度窓を全開にする。

## 3 児童同士、教職員と児童の距離の確保について

- 各教室の座席は、可能な限り距離を確保する。（横75cm以上）
- 教卓と児童の間を、概ね1メートル確保する。
- 床にシールを付けて、机椅子の配置場所の目印とする。
- 机椅子を使わない活動時も、概ね1～2メートルの身体的距離を確保する。



## 4 その他の留意事項

- 児童同士の学習用具の貸し借りは、しない。
- プリントやノートの配付・回収は、すべて教師が個別に行う。
- プリントやノートの返却は、児童の下校後、机上配付を活用する。

## 教育課程の場面別対応策

### 1 朝の会・帰りの会について

- 当面の間は、簡易的な会とする。
  - 日直による司会を対面で行わない。
  - 朝の歌やリコーダーの演奏は、行わない。
  - 日直のスピーチ等は、行わない。

### 2 各教科指導について

- 班別学習やグループ学習の場の設定は、当面行わない。
- 実技を伴うものや教具を使用する学習については、授業の前後の手洗いを徹底する。（図書室での読書等含む）
- 教科や活動によっては、当面特別な対応を行う。
  - 理科  
当面、教室で行う。  
観察・実験については、対面や密にならない学習の場の工夫を行う。
  - 外国語  
当面、歌やチャンツを控える。  
対面のコミュニケーションは、密にならないように工夫する。  
外国語ルームは、学級の入れ替えに合わせ、室内の消毒を担当が行う。
  - 音楽科  
当面、歌唱、器楽演奏の学習は実施しない。（年間指導計画の入替え）
  - 家庭科  
当面、調理実習の学習は実施しない。（年間指導計画の入替え）
  - 図画工作科  
当面、共同制作の学習活動は、実施しない。
  - 体育科  
当面、屋外で実施する。  
集合や整列をできるだけ避け、実施する場合は間隔を十分確保する。  
運動不足が予想されるので、準備運動を十分行い激しい運動を避ける。  
当面、集団で行う活動は実施しない。（年間指導計画の入替え）  
給水時間を設け、気温・湿度が高い場合は、早めに終了する。  
水泳学習は、今年度は、中止とする。（市内統一）
  - 学級活動  
学級レクを含む、密接をする活動は実施しない。
  - 委員会、クラブ  
当面、委員会の常時活動も含め実施しない。（異学年の交流を避ける）
  - 部活動  
6月中は、実施しない。

### 3 休み時間について

- 業間・昼休みは、密にならないこと、友だちとの距離を空けて遊ぶことの指導をする。（マスク着用は、体育と同様とする）  
※具体的に密となる遊びの例を各学級で伝える。
- 手洗いの時間の確保をする。
- 当面、各学年、時間をずらして業間休みを取る。

### 4 清掃指導について

- 当面、縦割り清掃を実施しない。（異学年交流を避ける）
- 手洗い場、及び、トイレの清掃は、教職員が毎日放課後に行う。

### 5 給食指導について

#### (1) コンテナの搬送について

- 職員が、コンテナを各学年の教室近くまで搬送する。
  - 各コンテナの配置に合わせて、食器と食缶をセットにして準備する。  
(技能士・養護教諭・主事・教頭)
  - コンテナの搬送担当
    - 1 階送り出し（主事）
    - エレベーター（教頭）
    - 各階受け取り（技能士・養護教諭）
  - コンテナの配置場所
    - 1・2年… 学習室1前
    - 3年生… 教室前（台車に移し替える）
    - 4年生… 2階配膳室
    - 5年生… やすらぎ広場
    - 6年生… 3階配膳室

#### (2) 配膳について

- 当面、1年～3年生は、教職員による配膳（盛り付け）を行う。
  - \* 担任のほか、補助職員を以下の通り配置する。
    - 1年… 担任 + 支援員、言語指導担当
    - 2年… 担任 + 教頭
    - 3年… 担任 + 教務
- 4年生以上の学級でも、できる限り教職員による配膳（盛り付け）を行う。
  - \* 4年生には、担任のほか学年に1名の補助職員を配置する。（専科担当）
- 給食当番の健康チェックをこれまで通り、しっかりと行い、記録をする。



### (3) 配膳の手順

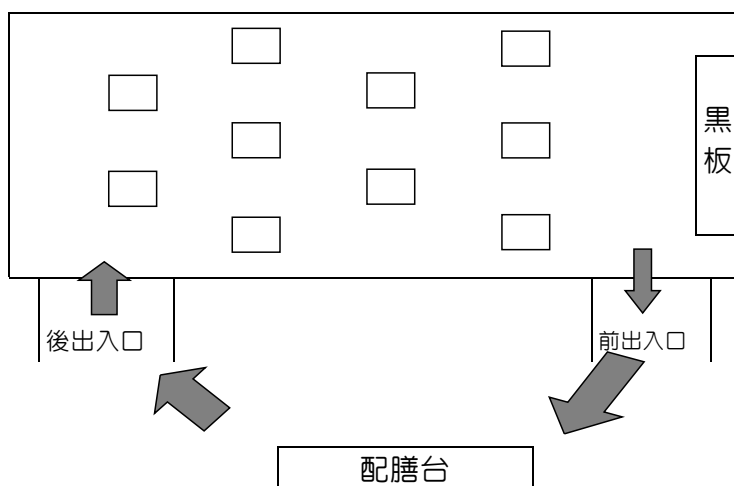
- 配膳台をきれいにふいて消毒をする。
- 手洗い、アルコール消毒の実施の確認をする。
- 給食当番は、予備の児童机などを利用して、給食当番同士が間を開けて盛り付けができるようにする。
- 間をあけて、配膳できるように（行列にならない）工夫をする。
- 食事のときは、静かに前面を向いて、食べる。（グループにはしない）

### (4) 片付けについて

- 時間差や人との距離感を持って行う。
- 飲み残しの牛乳は、ふたをして、牛乳ケース（1つにまとめる）に戻す。
- 飲み残しの牛乳の処理は、職員室の職員で行う。
- 給食の片付け後にも手洗いを必ず行う。

### (5) 留意事項

- 配膳は、各クラスとも密を避けるために、廊下で行う。
- 牛乳や個包装の食材は、各自で取る。
- 職員がコンテナの搬送及び配膳作業をする場合は、マスク・エプロン・三角巾・手袋の着用をする。



## 6 フッ化物洗口 及び 歯磨き指導

- 当面見合わせとする。
- 歯磨きについては、家庭で朝晩の歯磨きをしっかりと行っていただく。

## 7 集団下校について

- 校庭に集合する際は、前後左右の間隔を十分確保して並ばせる。
- 地区ごとに人数と安全確認が済んだら、担当者が地区ごとに下校させる。
- 6/1（月）～5（金）までは、各地区担当者が1年生の送りを兼ねて下校指導を行う。

## 8 その他の感染予防への配慮と対応

- 連絡帳やノートを教師に見せる場合は、行列にならないように工夫する。
- 帰りの支度などやロッカー周辺に人が集まらないように、順番で荷物を取りに行くようにする。
- 他学年、他学級との行き来をできるだけ避けさせ、連絡物等を他の学級に届けさせない。
- 健康観察後の職員室への出欠黒板の記入は、当面養護教諭が行う。
- 職員室のボックスにある配付物の確認は各担任が行い、連絡係の児童は取りに来ないようにする。
- 学校再開時の職員・PTAによる交通指導は、実施しない。
- 当面の間、読み聞かせは、実施しない。

～新型コロナウイルス感染症対策に向けた校内配備体制～

○目的

児童の心身の健康を守るために、新型コロナウイルス感染症対策にあたる校内体制を整備し、学校全体で対応に取り組む。

○校内体制について

